



2022年5月11日

各 位

会 社 名 三井金属鉱業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 納 武士
(コード番号：5706 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部
TEL03-5437-8028

株主提案に関する書面受領および
当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から2022年6月29日開催予定の当社第97期定時株主総会（以下、本総会）において株主提案を行う旨の書面を2022年4月25日に受領いたしました。本件株主提案につきましては、5月11日開催の取締役会において提案が適法なものであることを確認したうえで、本総会の議案とすることおよび取締役会は当該株主提案に反対する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）
保有する議決権個数：301個

2. 株主提案の内容および当社取締役会の意見（株主提案の内容は原文をそのまま引用）

(1) 議案1 代表取締役の解任の件

【議案内容】

納 武士代表取締役の解任を求める。

【提案する理由】

理由は色々あるが、株主提案権者が気に入らないから解任すべきである。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

取締役会としては、納武士が代表取締役として適格であると判断しております。

納武士は、これまで電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、また将来の布石として成長商品・事業の創出のために事業創造本部を立ち上げるなど、現下の成長分野、今後成長が見込まれる分野を含め、当社の事業に深く精通しております。2020年からは代表取締役副社長、2021年4月からは

代表取締役社長として、当社グループを強いリーダーシップで牽引するとともに、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行い、中長期の企業価値向上に寄与しております。

従いまして、取締役会としては、納武士代表取締役の解任を求めるとの本議案に反対いたします。

(2) 議案2 株主配当について。

【議案内容】

年間の配当金額を1株当たり250円とする。

【提案理由】

2022年3月期の連結業績予想（2021年4月1日～2022年3月31日）では、1株当たり当期純利益は752円89銭となっている。最低でも、株主に純利益の3分の1を還元すべきである。

752.89円の3分の1は約250円である。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適切な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、連結配当性向20%を目途に利益を還元する一方、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）2.5%を目途に配当を行うことを目標としております。

この方針に基づき、当社といたしましては自己資本比率の状況などを踏まえて、引き続き、より強固な財務基盤の構築を図るとともに、22中計の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するための積極的資源投資も必要と考えております。

従いまして、取締役会としては、普通株式1株当たり250円を金銭により配当するとのご提案に反対いたします。

(3) 議案3 自己株式取得の件

【議案内容】

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、利益余剰金の一部を活用し、自己株式1000万株購入する。

これは、2022年3月期第3四半期決算短信に記載されている「普通株式2022年3月期発行済株式数（自己株式除）57,118,922株の約17.4%」の購入である。

【提案理由】

当社は売上高、営業利益及び投資額等の企業規模に比べ、EPS（1株当たり利

益)・ROE(自己資本利益率)が極めて低い為に、市場からの企業評価も上がらず、当然ながら株価も低迷している。

国内企業の多くは、自己資本利益率15%以上の優良企業を目指している。経営責任者は、自己資本比率も併せて株主への利益還元強化策として一定量の自己株式を取得し、当社の1株当たり当期純利益や、自己資本当期純利益率等の資本効率向上に寄与し、株主利益に資するべきである。

【自己株購入資金】

自己株購入時期の株価を確定できないが、購入資金として、利益余剰金から34億円(利益余剰金の約1.96%)を繰り入れる。

この資金、34億円の範囲で、自己株1000万株を目安とし、市場から購入する。この自己株購入は、銀行預金以上に有益である。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

ROEやEPSといった指標も、それぞれ会社経営上の重要な指標の一つであることに鑑み、十分な意識は払っております。他方、当社の2022年3月期の自己資本比率は37.6%であることから、さらに強固な財務基盤の構築が必要であると認識しております。利益剰余金を取り崩して自己株式を購入することは、自己資本の減少となり、会社の方針と相反することとなります。

また、強固な財務基盤の構築のためには経営基盤の強化が必要であり、そのために22中計の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するための積極的資源投資を実施したいと考えております。

従いまして、取締役会としては、現時点では、本議案のように自己株式を取得することは妥当ではないと判断しております。

(4) 議案4 定款一部変更の件

【提案内容】

取締役及び執行役の報酬・賞与その他職務遂行の対価として会社から受ける財務上の利益は個別開示をすることを義務付ける。

【提案理由】

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から、妥当な報酬が支払われたかどうかを、株主がチェックするために極めて重要である。それにより、何か投資家に特に不都合が生じることはない。報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。結果として、高く評価できる内容であれば現段階よりも高額な報酬を株主からも提案できる

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社外監査役、社長、人事担当取締役等からなる報酬委員会で報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定しております。

取締役の報酬等は、基礎報酬と業績報酬、株式報酬で構成しており、基礎報酬は、会社業績、企業価値などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬額を決定し、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬額を基準として職責に応じた役位毎の比率により決定しております。業績報酬は、短期インセンティブを目的としており、経営成績を評価する上で重要な指標としている連結経常利益を業績指標として報酬額を算出する他、担当部門の業績に応じた評価を行い決定しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役には業績報酬はありません。株式報酬は、社外取締役を除いた取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、2021年度より導入しております。

また、開示につきましては、事業報告および有価証券報告書において、法令に従い取締役の報酬等の総額および支給人数について適正に開示しており、当社としては、株主の経営チェックに十分応えていると認識しております。このように決定の手続きおよび開示の方法ともに適切に行われております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

(5) 議案5 定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）

【提案内容】

「監査委員会に、当社取締役や執行役、社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内容告発のプロセスとその処理には、社内取締役と執行役、社内取締役または執行役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

【提案理由】

社内の執行を監督する為、監査役会や社外取締役が設置されているのであるが、監査役会や社外取締役は、いかなる状況かにあっても、毅然とした態度で監査役の職務を遂行し説明責任を果たす。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけで足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること『法令順守』ではなく『社会の要請にこたえること』である。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」では、内部通報に係る適切な体制整備と取締役会による運用状況の監督が定められています。これに関し、当社では社内外からの通報を受け付ける制度を設け、「通報等の取り扱いに関する規則」など社内規則等に則り適切に運用するとともに運用状況について定期的に取締役会に報告しており、取締役会は当該制度が適切に運用されていることを確認しております。また、本制度によってなされた通報の内容については迅速に監査役と情報共有できる体制としております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

なお、当社は監査役会設置会社であり、この提案にあるような会社法上の機関としての監査委員会、執行役は設けておりません。

(6) 議案6 定款一部削除

【提案内容】

定款から第6章相談役及び顧問を削除する。

【提案理由】

経済産業省のガイドラインは、社長経験者が会社に相談役・顧問として残る場合、現役経営陣への不当な影響力の行使が生じることがあると指摘しています。将来に禍根を残さないよう第6章を破棄する。第7章計算を第6章に繰り上げる。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社の相談役、顧問は、社内規則により、当社業務の重要事項または専門事項について、社長からの諮問があった場合に限り意見を述べることとなっております。また、当社の業務執行は、独立社外取締役3名を含む取締役会の監督のもと適切に行われており、相談役、顧問が当社経営陣の意思決定に不当な影響を与えることができない環境が確保されております。

相談役、顧問については、各人の豊富な経験や識見、人脈等を活用する必要がある場合に社内外で活動することによって、当社の企業価値向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。

ただし、相談役、顧問に対して様々な考え方があることも認識しておりますので、相談役、顧問制度の今後のあり方につき、引き続き検討してまいります。

従いまして、取締役会としては、本総会において定款の当該規定を削除することは不要と判断しております。

(7) 議案7 定款一部変更の件（取締役の会議長と最高経営責任者分離）

【提案内容】

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締

役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であること説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定め株主に開示する。」という条項を定款に規定する。

【提案理由】

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられる。取締役会議長の大きな役割は、活発な議論の場を作り、取締役メンバーの知見をまとめる事である。その方策として、最高経営責任者と取締役議長の兼任は、なるべく避けるべきである。人事権等を持つ社長から、独立した取締役会議長らが掛かる仕事をすべきである。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社取締役会が有効に機能し、適切なガバナンスが確保されているかについては、会社法や東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」(以下、CGコードといいます。)などに則り、不断の検討・検証をしております。かかる検討において、業務を執行しない社外取締役を取締役会の議長とすることがガバナンス上一定の範囲で有効であるとの考え方があることは認識しており、本総会において上程予定であります「取締役8名選任の件」が承認可決された場合、取締役会議長は社外取締役である戸井田和彦を予定しております。

当社取締役会の議長については「取締役会規則」により取締役の互選により決定することとしており、現在も取締役会の議長は最高経営責任者である社長以外となっております。

なお、現状、当社取締役会では、議案を事前に社外取締役を含む各取締役に配付しており、各取締役がその内容を検討し、必要に応じ事前説明を受けたり情報収集を行ったうえで取締役会に臨んでおります。取締役会の場においては議案の審議に十分な時間をとり、議論を尽くした後に最適な決定を行っております。CGコードに定める取締役会の実効性評価においても、取締役会の役割・責務は十分に果たしているものと認められております。

また、当社取締役会は取締役8名中3名が社外取締役であり、本総会において上程予定であります「取締役8名選任の件」が承認可決されましても、取締役8名中3名が社外取締役であります。社外取締役3名が業務執行を行わない独立した立場から企業価値の向上や株主利益の保護といった観点で経営を監督しており、取締役会としての監督機能は十分機能しているものと認識しております。

以上のことなどから、ご提案のように定款に規定し、取締役会議長を社外取締役のみに固定化することは、かえって運用の硬直化をもたらし、今後の経営陣の人選

等にも悪影響を及ぼしかねません。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

以上